

労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)

事業主(法人・個人)のみなさまへ

# 労働保険で パワーアップ



## 労働保険とはこんな制度です

労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称したもので、労働者が安心して働ける職場作りと安定した事業経営等を図るため国が直接運営している、法律で加入が義務付けられた保険制度です。

## 福岡労働局

福岡労働局ホームページ(加入手続き案内ページ)はこちら▶▶▶

福岡労働局内ホームページ

労働保険の加入 🔍

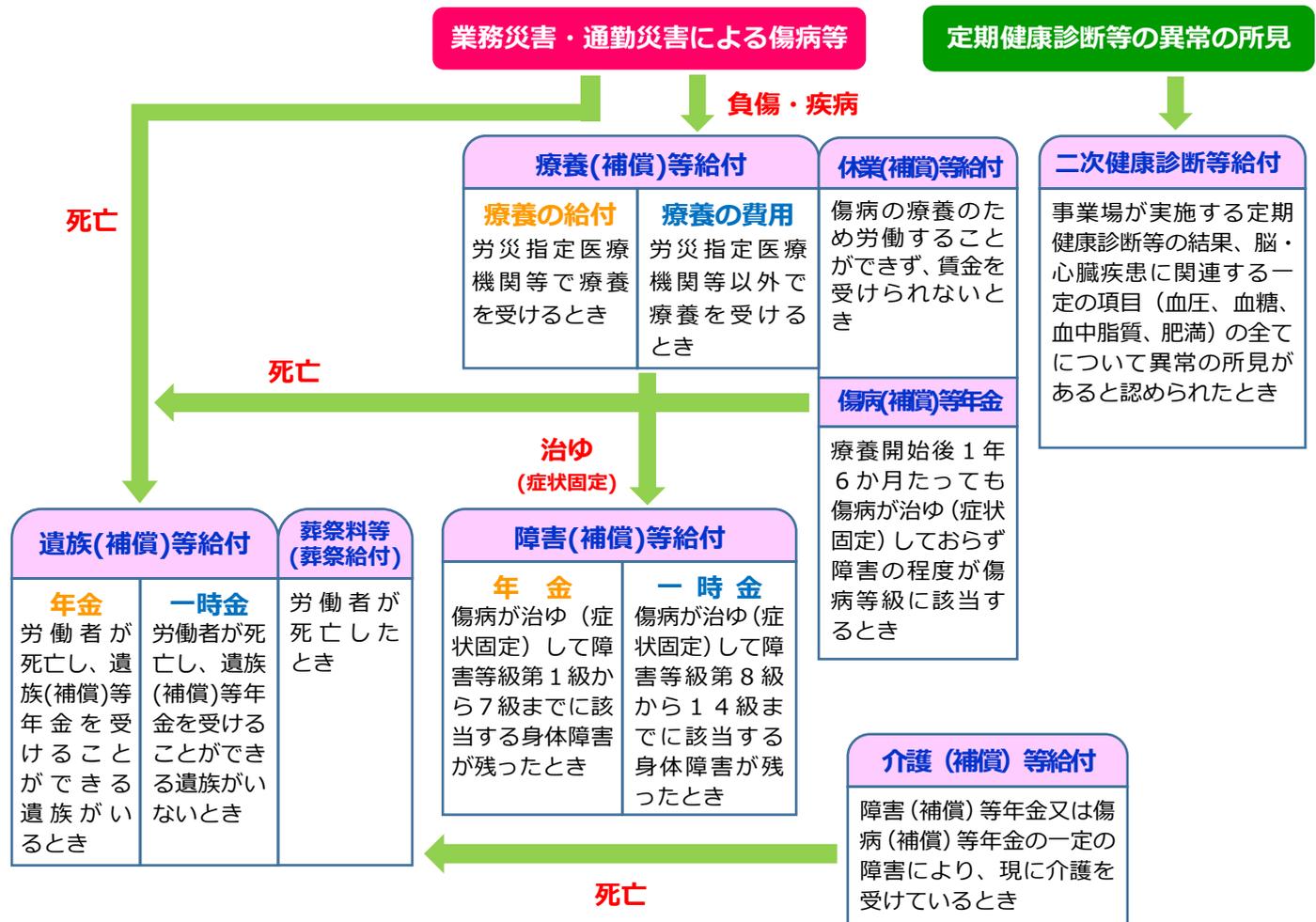


# 労災保険とは…

労働者が業務上又は通勤途中の災害により負傷、疾病、障害又は死亡した場合、被災労働者及びその遺族に対して保険給付を行うほか、労働者の福祉に必要な援助を行うことを目的とした制度です。

**アルバイト・パートタイマーを含め、事業主に使用される労働者はすべて、本人が希望するしないにかかわらず適用され、労災保険の給付の対象となります。**

## 【労災保険給付の種類】



## 労働保険料の負担は…

労働保険料は、労働者に支払う賃金の総額に保険料率(労災保険率+雇用保険率)を乗じて得た額です。そのうち、**労災保険分は全額事業主負担**、**雇用保険分は事業主と労働者双方で負担**することになっています。

**労災保険率** 事業の種類により保険率 2.5/1000 から 88/1000 までに分かれています。

**雇用保険率** 雇用保険率及び事業主と被保険者(労働者)との負担の内訳は次のとおりです。

事業の種類	年度	令和7年度以降	
	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	14.5/1000	9/1000	5.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	16.5/1000	10/1000	6.5/1000
建設の事業	17.5/1000	11/1000	6.5/1000

# 雇用保険とは…

労働者(被保険者)が失業したとき及び労働者(被保険者)について雇用の継続が困難となる事由が生じたときに、必要な給付を行って生活の安定を図り、再就職の促進に必要な援助を行い、また、失業の予防や雇用機会の増大、労働者の能力の開発向上を図ることを目的とした制度です。

**パートタイム労働者も次の要件をすべて満たせば、雇用保険の被保険者となります。**

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上あること。
  - ② 31日以上引き続き雇用されることが見込まれること。
- ※ 複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して適用対象者の要件を満たす場合にも、被保険者となります。

雇用保険の加入要件について、詳しくはハローワークへお問い合わせください。

## 雇用保険の給付内容

### 失業した方には

一般保険者が失業した場合に支給される基本手当は、次の表に掲げる日数分を限度として支給されます。ただし、離職前2年間に雇用保険に加入していた期間が通算して12か月以上(賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月、又は、賃金支払の基礎となった労働時間数が80時間以上ある月を1か月と計算)あることが必要です。(倒産・解雇等により離職した場合は、離職前1年間に6か月以上。)なお、基本手当の日額は、在職中に得ていた賃金の1日分のおよそ45%~80%になります。

### 所定給付日数

#### ① 契約期間満了、定年退職、自己の意思で離職した方(②及び③以外の全ての離職者)

被保険者であった 離職時の年齢	被保険者であった 期間		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
65歳未満	90日	120日	150日

#### ② 倒産・解雇、一定の要件を満たす雇止め等で離職された方(③を除く)

被保険者であった 離職時の年齢	被保険者であった 期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		150日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

#### ③ 障害者等の就職が困難な方(ご本人からの申し出が必要となります)

被保険者であった 離職時の年齢	被保険者であった 期間	
	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45歳以上65歳未満		360日

「1年未満」欄は、②に該当する理由またはその他やむを得ない理由により離職された方のみ適用されます。

※平成29年1月1日より、65歳以上の労働者についても「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となりました。離職した場合、支給要件を満たすごとに高年齢求職者給付金が支給(年金と併給可)されます。

離職前1年間に雇用保険に加入していた期間が通算して6か月以上(賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月、又は、賃金支払の基礎となった労働時間数が80時間以上ある月を1か月と計算)あることが必要です。

### 高年齢求職者給付(一時金)

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付の額	30日分	50日分

### 受給できる期間

**離職した日の翌日から1年間です。**

基本手当を受給できる期間は、原則として離職した日の翌日から1年間です。この期間を過ぎると、たとえ所定の給付日数の支給を受け終わっていても、その後の基本手当は支給されません。

## 在職中の方には

### ◆高年齢雇用継続給付

一定の要件を満たす60歳以上65歳未満の被保険者で、原則として、60歳時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続けている方に対して支給される給付であり、高年齢者の就業意欲を維持・喚起し、65歳までの雇用の継続を援助・促進することを目的としています。

### ◆育児休業等給付

原則として1歳未満の子を養育するための育児休業を取得した被保険者であって一定の要件を満たす方に対して支給される給付であり、労働者が育児休業を取得しやすくし、その後の円滑な職場復帰を援助・促進することを目的としています。

### ◆介護休業給付

配偶者、父母などの対象家族の介護休業を取得した被保険者であって一定の要件を満たす方に対して支給される給付であり、労働者が介護休業を取得しやすくし、その後の円滑な職場復帰を援助・促進することを目的としています。

### ◆教育訓練給付

働く方の主体的な能力開発の取り組みまたは中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とした制度です。

一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)または一般被保険者であった方(離職者等)が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し終了した場合に支給されます。

なお、「一般教育訓練給付」、「特定一般教育訓練給付」と「専門実践教育訓練給付」があり、支給要件・支給額は異なります。

各給付の受給資格・支給要件等、詳しくはハローワークへお問い合わせください。

## 事業主の方には

労働者の雇用の安定等に役立てるため、事業主に対して各種助成金の支給があります。

### ◆特定求職者雇用開発助成金

特定求職者雇用開発助成金は、「障害者」、「60歳以上の高齢者」、「母子家庭の母等」、「父子家庭の父」等の就職困難者、ハローワークや自治体において3か月を超えて支援を受けている「生活保護受給者」及び「生活困窮者」、「十分なキャリア形成がなされず、正規労働者としての就労が困難な方」をハローワークまたは民間の職業紹介事業者等(条件あり)の紹介により、継続して雇用する労働者として(就職氷河期世代安定雇用実現コースの場合は正規雇用労働者として)雇い入れた事業主に対して、賃金の一部に相当する額を支給する制度です。

### ◆トライアル雇用助成金(一般・障害者・障害者短時間)

ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等(条件あり)の紹介により、職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者や、就職が困難な障害者を原則3か月間の有期雇用契約で雇用し、その間に労働者の適性や業務遂行可能性を見極めていただき、労働者および事業主の相互理解を促進すること等を通じて早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

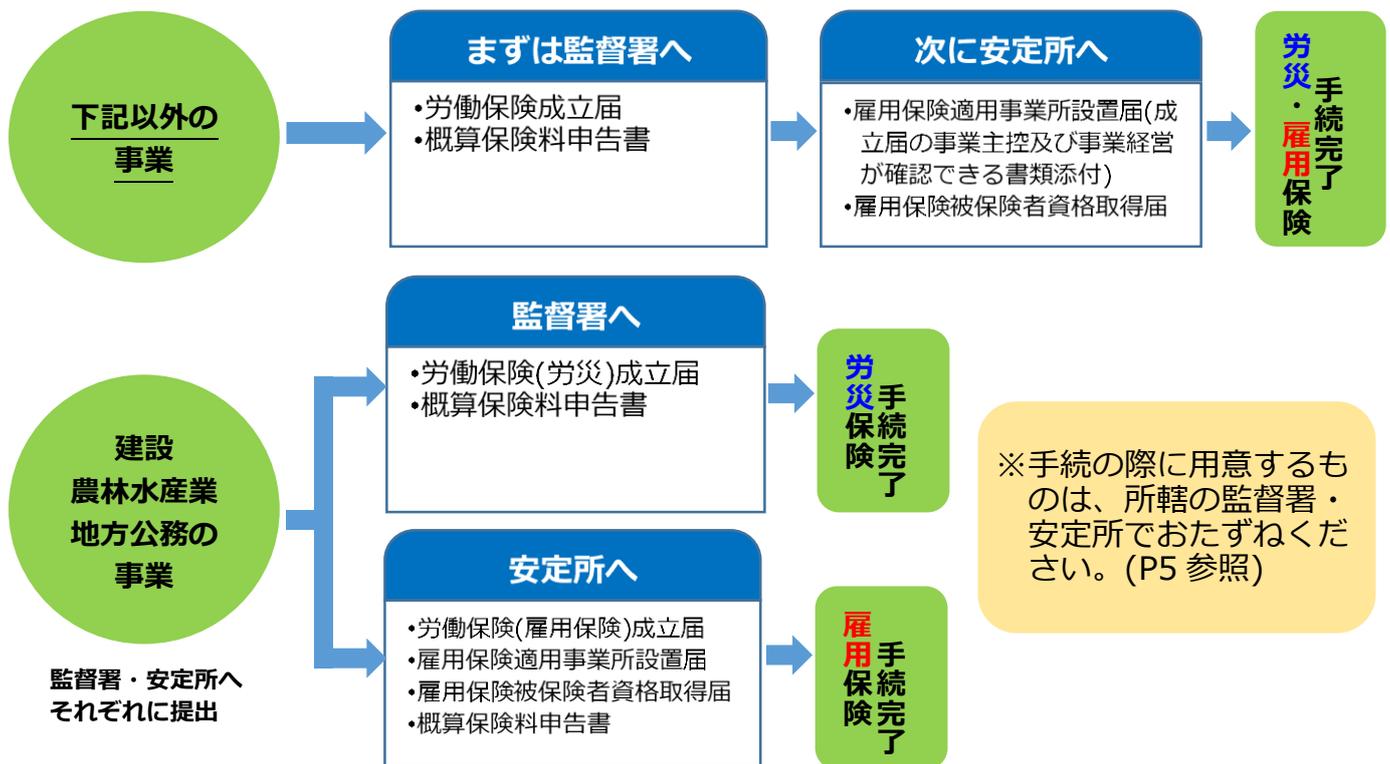
事業主に対して、対象労働者1人につき最大月額40,000円(※対象者が母子家庭の母又は父子家庭の父の場合は、最大月額50,000円、精神障害者に対し障害者トライアル雇用を実施した場合は、最大月額80,000円)が最長3か月分(精神障害者は最長6か月分(3か月×最大月額80,000円、3か月×最大月額40,000円))支給されます。

助成金等を受給するためには、一定の支給要件を満たすことが必要です。

また、これらの助成金以外にも各種の助成制度がありますので、福岡労働局HPをご参照ください。

## 加入手続は

事業主が手続を行う場合は次のとおりです。



### 年度更新

年度更新の手続は、毎年6月1日から7月10日までの間に行わなければなりません。

労働保険の保険年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までです。

事業主は「前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付(徴収法第19条)」と「新年度の概算保険料を納付するための申告・納付(徴収法第15条)」の手続が必要となります。これが**年度更新**の手続です。

※事業を廃止した際は確定保険料の申告が必要です。

## 労働保険事務手続が大変だとお考えの事業主のみなさまへ

### ◆労働保険事務組合を利用しましょう！

#### 利点

- ①労働保険料は保険料額に関係なく、3回に分けて納付することができます。
  - ②事業主及び家族従業員も一定の要件を満たせば、労災保険に特別加入できます。
- ※労働保険事務組合の名簿については福岡労働局ホームページ参照。

## 加入手続を怠っていた場合は

1. 政府が職権により成立手続を行い、最大2年間遡って保険料を徴収するほか、追徴金(10%)も徴収します。
2. 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。
3. 事業主の方のための助成金(雇用調整助成金や特定求職者雇用開発助成金など)が受けられません。

# 労働保険に関するお問い合わせは下記へ

## 【労災保険関係】労働基準監督署

地区	監督署名	所在地	電話番号	管轄区域
福岡	福岡中央	福岡市中央区長浜2-1-1	(092)761-5604	福岡市(東区除く)、春日市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、糸島市、那珂川市
	福岡東	福岡市東区香椎浜1-3-26	(092)687-5346	福岡市東区、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡
北九州	北九州西	北九州市八幡西区岸の浦1-5-10	(093)285-3791	北九州市八幡東区、八幡西区、戸畑区、若松区、中間市、遠賀郡
	北九州東	北九州市小倉北区大手町13-26	(093)288-5612	北九州市小倉北区、小倉南区
	門司支署	北九州市門司区北川町1-18	(093)381-5361	北九州市門司区
	行橋	行橋市中央1-12-35	(0930)23-0454	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡
筑豊	飯塚	飯塚市芳雄町13-6 飯塚合同庁舎	(0948)22-3200	飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡
	直方	直方市殿町9-17	(0949)22-0544	直方市、宮若市、鞍手郡
	田川	田川市中央町4-12	(0947)42-0380	田川市、田川郡
筑後	大牟田	大牟田市小浜町24-13	(0944)53-3987	大牟田市、柳川市、みやま市
	久留米	久留米市諏訪野町2401	(0942)90-0235	久留米市、大川市、朝倉市、小郡市、うきは市、三井郡、三潁郡、朝倉市
	八女	八女市大字稲富132	(0943)23-2121	八女市、筑後市、八女郡

**福岡労働局総務部労働保険徴収課 TEL (092) 434-9833~9834**

福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館5階

## 【雇用保険関係】公共職業安定所（ハローワーク）

地区	安定所名	所在地	電話番号	管轄区域
福岡	福岡中央 (赤坂駅前庁舎)	福岡市中央区大名2-4-22 新日本ビル2F	(092)712-8609	福岡市中央区、博多区、城南区、早良区、南区(那の川1~2丁目)、糟屋郡(志免町、須恵町、宇美町)
	福岡東	福岡市東区千早6-1-1	(092)672-8609	福岡市東区、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡(篠栗町、新宮町、久山町、粕屋町)
	福岡南	春日市春日公園3-2	(092)513-8609	福岡市南区(那の川1~2丁目を除く)、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市
	福岡西	福岡市西区姪浜駅南3-8-10	(092)881-8609	福岡市西区、糸島市
北九州	八幡	北九州市八幡西区岸の浦1-5-10	(093)622-5566	北九州市八幡東区、八幡西区、戸畑区、若松区、中間市、遠賀郡
	小倉	北九州市小倉北区荻崎町1-11	(093)941-8609	北九州市小倉北区、小倉南区
	門司出張所	北九州市門司区北川町1-18	(093)381-8609	北九州市門司区
	行橋	行橋市西宮市5-2-47	(0930)25-8609	行橋市、京都郡、築上郡(築上町)
筑豊	飯塚	飯塚市芳雄町12-1	(0948)24-8609	飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡
	直方	直方市大字頓野3334-5	(0949)22-8609	直方市、宮若市、鞍手郡
	田川	田川市弓削田184-1	(0947)44-8609	田川市、田川郡
筑後	大牟田	大牟田市大正町6-2-3	(0944)53-1551	大牟田市、柳川市、みやま市
	久留米	久留米市諏訪野町2401	(0942)35-8609	久留米市(城島町を除く)、小郡市、うきは市、三井郡
	大川出張所	大川市大字小保614-6	(0944)86-8609	大川市、久留米市(城島町)、三潁郡
	八女	八女市馬場514-3	(0943)23-6188	八女市、筑後市、八女郡
	朝倉	朝倉市菩提寺480-3	(0946)22-8609	朝倉市、朝倉郡

※助成金に関するお問い合わせは、**福岡労働局職業安定部職業対策課 福岡助成金センター**まで。

福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館1階 TEL (092) 411-4701

まだ、労働保険の加入手続きがお済みでない事業主の方は、今すぐ所轄の労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）で加入手続きを行ってください。ご質問・ご相談などありましたら、お気軽にお問い合わせください。